

令和4年第7回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和4年7月11日、午前10時から、地域振興プラザ4階大会議室において、令和4年第7回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）

今泉 浩史

杉本 真紀子

吉田 伸幸

三戸 美代子

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 長崎 健

学務課長 町田 義信

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 工藤 紀

学校給食課長 佐藤 由美子

図書館課長 久野 由人

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 加藤 綾子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第2号請願

「市内小・中学校において「ゲノム編集高ギャバトマト」苗の無償提供を受けないこと、栽培を行わないことを求める請願」

(5) 日程第5 第18号議案

「専決処分の承認を求めることについて（稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則）」

(6) 日程第6 報告事項

教 育 長 ただ今から令和4年第7回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
 それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたし
ます。会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思ひます。
ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、吉田委員に
お願いいたします。

 次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の
会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。
次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、
各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
 2 寄附について

学務課長 1 不登校による欠席児童・生徒数について（6月分）
 2 令和4年度児童・生徒数、学級数について（令和4年6月1日現在）

指導課長 1 担当者事業について
 2 推進事業について
 3 研修事業について
 4 その他について
 5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
 2 社会教育活動の振興について
 3 芸術文化活動の振興について
 4 文化財の保護と普及について
 5 生涯学習推進事業について
 6 放課後子ども教室参加状況（5月分）について
 7 公民館主催事業の実施状況について
 8 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 9 生涯学習課利用統計について（iプラザ5月分）

- 学校給食課長
- 1 学校給食野菜に関する圃場見学会について
 - 2 施設見学について
 - 3 令和4年度第1回稲城市栄養連絡会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館の主催行事について
 - 4 資料展示について
 - 5 城山体験学習館の主な事業について
 - 6 地域との連携について
 - 7 学校との連携について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。

それでは、日程第4 第2号請願「市内小・中学校において「ゲノム編集高ギャバトマト」苗の無償提供を受けないこと、栽培を行わないことを求める請願」を議題といたします。

本件につきましては、稲城市教育委員会会議規則第31条に基づき、委員会は、請願書を受領したときに、慎重かつ迅速に検討してその結果を教育長を経て請願者に通知する必要があることから議題とするものです。

請願内容につきましては、教育総務課長より読み上げます。

教育総務課長 それでは、請願内容を読み上げさせていただきます。

市内小・中学校において「ゲノム編集高ギャバトマト」苗の無償提供を受けないこと、栽培を行わないことを求める請願。

請願内容、1、市内小・中学校において、サナテックシード株式会社によって開発されパイオニアエコサイエンス株式会社によって販売されている「ゲノム編集高ギャバトマト」商品名「シシリアンルーージュハイギャバ」の苗の無償提供を受けないこと、また、小・中学校においてこれを栽培しないことを求めます。

請願理由、2020年12月、開発企業サナテックシード社より「ゲノム編集高ギャバトマト」の開発が厚生労働省と農林水産省に届けられ、表示・規制なしの流通が始まりました。2021年にかけて、販売会社であるパイオニアエコサイエンス株式会社により「ゲノム編集高ギャバトマト」の苗が一般の希望者4,000人に無償配布されました。

さらに同社は2022年からは福祉施設に、2023年からは小学校に無償提供する計画を発表しています。

国は「ゲノム編集による遺伝子破壊は自然界で起きる変異と同等」とし、表示義務も課さない形での流通を認めています。しかし、自然界では起きないオフターゲット(標的以外への遺伝子への影響)、アレルギーなど体への影響、生態系への影響など、未検証の重大な課題があり、全国から大きな反対

の声が挙がっています。

未然防止の視点からも、長期的な安全性が確立されていないゲノム編集作物・食品が拡散していく事態は避けるべきです。特に子どもは感受性が高く影響が大きいことから、小・中学校において「ゲノム編集高ギャバトマト」苗の無償提供を受けないこと、栽培を行わないことを強く求めます。

以上でございます。

教育長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑、ご意見等があれば、お願いいたします。今泉委員。

今泉委員 質問です。請願書に書かれているサナテックシード社とパイオニアエコサイエンス社という会社ですが、どのような事業を行っている会社なのでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 それぞれ両社のホームページを調べさせていただきましたが、サナテックシード社につきましては、最新の革新的バイオテクノロジーを利用して農作物を改良し、明日の子供達、明日の地球を守ることを目的として設立され、ゲノム編集を利用して品種改良された種子を生産・販売する会社であると紹介されております。

また、同社につきましては筑波大学発ベンチャーといたしまして、筑波大学国際産学連携本部のホームページにも掲載されておりました、そちらでは平成30年4月に会社が設立されていると記載されてございます。

また、パイオニアエコサイエンス株式会社につきましては、同じくホームページによりますと平成12年1月に設立されております。サナテックシード社の株式を92%保有しているということです。事業概要につきましては、飼料、穀物種子、ゴルフ場を中心とした肥料、土壌改良剤、活性材の販売及び園芸に係る付加価値を持つ品種の育種選抜、栽培技術の開発普及と記載されてございます。以上でございます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございました。パイオニアエコサイエンス社が親会社なのかなど認識いたしました。改めて、請願書に記載されている2社のこれまでの動きとか、今後の計画について、事実と異なる内容があるのかどうか、確認させてください。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 請願書の内容につきまして、確認させていただきました。概ね事実に対応したものであると認識しております。

ただし何点かございまして、請願理由第2段落目の、サナテックシード社が「2022年からは福祉施設に、2023年からは小学校に無償提供する計画を発表しています」との部分については、同社ホームページのプレスページを確認しましたが、その点の詳細を確認することができませんでした。

なお、同社ホームページに、令和3年9月9日に掲載されたお知らせの中に、同社会長が、令和3年9月8日及び9日に開催されたイベントに登壇した際の資料に無償提供計画の内容が記載されておりまして、こちらについては確認をすることができております。

続きまして、第3段落目の、「国は「ゲノム編集による遺伝子破壊は自然界で起きる変異と同等」との部分でございまして、国の資料におきましては通常「遺伝子破壊」ではなく、「遺伝子変異」という言葉を用いてございます。「遺伝子破壊」という表現については、一部、農林水産省所管、農林水産技術会議における、ゲノム編集技術を解説する国民向けホームページ上で、「DNAが切れる、遺伝子が壊れる、というような現象自体は、自然界でごく普通にひんぱんに起きています。ゲノム編集は、同じ現象をDNAの狙った部位で起こさせる方法」という表現を確認することができましたが、請願書に記載される文言をそのまま国が用いている資料につきましては、確認することができませんでした。以上でございます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。ホームページでは、特に福祉施設や学校への無償提供というのはなかったと認識しました。9月に行われたイベントの中の資料に書いてあったということなんですね。

すいません、もう少し質問させていただきたいんですけど、ゲノム編集高ギャバトマトとは、何を目的に開発されたもので、おそらく何かしらの有益性あるんだろうということなのでこのような形になっているかと思うんですが、こういった有益性が示されているのか、その辺り教えてください。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 サナテックシード社のホームページ上では、このゲノム編集高ギャバトマトについては、「従来の品種改良技術に比べて効率的に、血圧上昇を抑える作用を持つ機能性成分「ギャバ」の含有量が高いトマトを開発」と記載がございまして、以上でございます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。血圧上昇を抑えるというのは非常にいいのかなと思いますけれども、サナテックシード社が計画している小学校へのトマト苗の無償提供、この目的や規模について、現時点で把握している内容があれば教えてください。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 無償提供の具体的な内容ですけれども、現時点では、サナテックシード社のホームページ等を確認しておりますが、発表しているものではありません。確認することはできておりません。

なお、目的につきましては、インターネット上の情報ですけれども、販売会社であるパイオニアエコサイエンス社が、ある団体からの要請書を受けてそれに回答した内容では、食農教育や科学教育の教材としての提供を予定しているとの記載がございます。以上でございます。

教育長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。すみません、質問たくさんで申し訳なかったんですけど、そうすると、ホームページで公に発表しているものはないということでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 そうですね。小学校への無償提供について、どんな計画があるか等の記載はウェブ上では確認できておりません。以上でございます。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 請願理由の3段落目の内容ですけれども、「全国から大きな反対の声が挙がっています」と記載されてはいますが、この点について、事務局が把握している状況で結構ですので、どんな状況か教えてください。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 まずは、本市の状況といたしまして、本請願の提出があった同じ日に、稲城市長及び稲城市教育委員会教育長宛で、請願と同趣旨の内容の要望書が、「多摩南生活クラブ生活協同組合まち稲城」及び「一般社団法人ACT稲城たすけあいワーカーズこんぺいとう」から提出されてございます。

また、令和4年3月稲城市議会定例会において、請願と同趣旨の内容とする一般質問がありました。

続きまして、全国での反対の声ということで、インターネット上で事務局にて調査しましたところ、検索サイトにて確認できました範囲で、請願と同趣旨の内容のものがいくつかございますので、ご紹介いたします。

サステナブル・ビジネス・マガジン出典のヤフーニュースの記事、出版社であるミツイパブリッシングのサイト上の記事、「OK シードプロジェクト」、「東京・生活者ネットワーク」、「新日本婦人の会」の団体の各サイト上の記事等が確認されております。

また、本件につきましては、東京都内 26 市の状況について調査しましたが、教育委員会において請願が出されたのは本市以外ではございませんで、要望書についてはこれまで本市以外に 5 市において提出されていることを確認しております。以上でございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。本請願人だけでなく、反対の声が一定数上がっているということが理解できました。

教 育 長 よろしいですか。ほかに。三戸委員。

三戸委員 請願理由を見ますと、やはり安全性を非常に懸念しているようですが、このゲノム編集高ギヤバトマト苗の流通を国が認めるにあたって、安全性に関してはどのような見解が示されているのか、お分かりになりましたらお願いいたします。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 国が安全性に関してどのような見解を示しているかでございますが、国の専門家会議である厚生労働省の「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会」で検討の結果、このゲノム編集高ギヤバトマトにつきましては、自然界又は従来品種改良技術でも起こり得る範囲の遺伝子の変化が生じているものでして、遺伝子組換え食品には該当しないと判断しております。安全性につきましても、従来品種改良によるものと同程度であるとの見解が示されております。

なお、ゲノム編集技術を応用した食品のうち遺伝子組換え食品に該当しないと判断された場合には、届け出及び情報公表の後に流通が可能になるということでございます。請願内容にありますサナテックシード社による開発の届け出につきましては、この専門家会議の判断を受けて行われたものであるということでございます。以上でございます。

教 育 長 三戸委員。

三戸委員 ありがとうございます。それでは確認ですが、このゲノム編集高ギャバトマトについて、国の専門家会議も開かれて、国の定めた一定の手続きを経て、安全性も従来の品種改良と同程度のものであると判断された上で流通されている、ということでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

教育長 ほかに。吉田委員。

吉田委員 苗についてお伺いします。今回のように苗をはじめとする物品の寄附の申し出があった場合の市の手続きについて教えてください。また、先ほどのお話ですと、苗を教材として寄附するような計画であるとお伺いしましたが、これまで各学校において授業の使用教材として、植物が寄附されたことはあったのでしょうか。わかる範囲で教えてください。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 寄附者から、物品、いわゆる財産の寄附の申し出があった場合は、稲城市公有財産規則に基づいて、寄附申出書を提出いただきまして、稲城市寄附金検討委員会の議に付すということとなっております。

申し出を受けるに際しましては、市として寄附物品を活用することが可能かどうかの検討を行いまして、寄附を受領することとしてございます。寄附者から各学校への寄附申出があった場合には、教育総務課から各学校に受入希望調査を行いまして、受領意思がある学校が、寄附を受領することとしております。

なお、今回のトマト苗の無償提供につきましては、先にお答えしたパイオニアエコサイエンス社が要請書へ回答した内容の中では、希望施設にのみ行う計画であるとの記載がございましたので、先方から寄附の申し出がある形になるかどうかは、そうでない形も想定されるところでございます。

また、これまで学校に使用教材として植物の寄附があったかについては、平成18年度以降の状況ではありますが、教育委員会として寄附の申し出を受けた事例は確認できてございません。以上でございます。

教育長 吉田委員。

吉田委員 ありがとうございます。無償提供の方法も含めてまだ判明されていないということは理解できました。また、学校に対して物品の寄附申し出が

あったときには、各学校に希望調査を行い、受領意思がある学校のみ、寄附を受け入れるということ、これまで教育委員会で植物の寄附申し出を受けたことがないことが確認できました。

それを踏まえてもう一点よろしいでしょうか。今後この無償提供が行われ、各学校が受け入れについて判断を行うにあたって、十分な情報がないと学校も判断に困るのではないかと思います。市から学校への情報提供についてはどのように考えていますでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 ゲノム編集高ギャバトマトに関する学校への情報提供でございますけれども、国や都等の公の機関のものを基本と考えております。先にお答えしました通り、国は安全性について問題ないとしておりますが、今後につきましても、安全性については情報収集を引き続き行いまして、必要に応じて学校への情報提供を行ってまいりたいと思っております。以上です。

教 育 長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 学校での使用教材についての話題になりましたので、関連して、いくつか確認させてください。各学校における使用教材の選定につきましては、教育委員会は、稲城市立学校の管理運営に関する規則により基準を示しているわけですが、その内容について、確認させてください。

教 育 長 指導課長。

指導課長 教材の選定に当たりましては、稲城市立学校の管理運営に関する規則第17条及び第18条により、「小中学校は、有益適切と認められる教科書以外の図書その他の教材を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。」となっております。「小中学校は、教材を使用する場合、第14条により編成する教育課程に準拠し、かつ、次の各号の要件を備えるものを選定するものとする。」としております。要件については、「(1) 内容が正確中正であること。(2) 学習の進度に即応していること。(3) 表現が正確適切であること。」と規定しています。以上です。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。一般的な教材の選定基準を確認させていただくことができました。それではもう一方、具体的になんですけれども、各学校が、教材の中でも、授業で植物の栽培を行う際の植物の選定方法について、教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長 学習指導要領を踏まえ、各教科の指導内容に合わせて、児童・生徒が興味・関心を持ち、親しみを持ち大切に育てられる植物を選定しております。以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 それでは、そういったことを踏まえた上で、さらに、このトマト苗を小・中学校で教材として活用する場合がありますとしましたら、どのような学習効果があると考えられますでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 今回のゲノム編集高ギャバトマト苗の性質や特性については、そのことについて学習指導要領上、学習する単元等がないことから、学習効果については特段ないものと考えております。以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 わかりました。それではもう1点確認させてください。各学校において今回の苗のように、一部の保護者から心配の声が上がっている場合には、学校はどのように対応するのでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 基本的には教育課程に沿って学校長が判断するものですから、一部の保護者からそのような声が上がっているということであれば、それを踏まえて対応していくものと考えております。以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 いくつかの視点から確認させていただきましたが、わかりました。ありがとうございました。

教育長 ほかに。ほかに質疑はありませんか。

事務局への質疑につきましては、ひと通りできたようでございますが、今までの質疑を通して、ご意見ありましたらお願いしたいと思います。

三戸委員。

三戸委員　このゲノム編集高ギャバトマトについては、国において「自然界又は従来
の品種改良技術でも起こり得る範囲の遺伝子の変化が生じているもので
あり、安全性も従来品種改良によるものと同程度である」とされてお
りますので、明確な危険性が確認されているわけであれば、現時点では私
は特別な対応は必要ないように思います。もちろん、不安に感じられてい
る方への配慮は必要ですけれども、ここで教育委員会として受け入れや栽
培について意思表示をする段階ではないのかなと思います。

教育長　ほかに。吉田委員。

吉田委員　私は、ゲノム編集食品という未知の食品について不安に思う方の気持ち
は理解できますし、そういった保護者の方がいらっしゃるのであれば尊重
すべきと思います。判断材料が整っていない状況で、ここで受け入れない
こと、栽培しないことを決めるべきとは私も考えていませんが、不安に思
っている方に対して、配慮をお願いしたいと思います。

教育長　ほかに。今泉委員。

今泉委員　このトマト苗の安全性について様々な意見があることは理解しました。
ただ今回は無償配布の計画があるということですのでけれども、現段階で対象、
時期、数量、配布方法等の詳細が示されていない中で、対応について判断
するのは、現段階では時期尚早かなと考えます。なので、今後も事務局に
おいて情報収集していただいて、実際に無償配布の詳細が示されたときに
適切に対応ができるよう体制を整えておいていただければよろしいかなと
思います。意見です。

教育長　ほかに。杉本委員。

杉本委員　私は、教育行政に関わる立場として、科学技術の進展については尊重し
応援しつつ、一方で環境や健康課題について重要視していかなければいけ
ないと思っております。この考えを基本的姿勢とし、ゲノム編集高ギャバ
トマト苗については今後も動向を注視してまいります。また、学校への無
償配布につきましても、今後この件が具体化したときに、稲城市立学校の
管理運営に関する規則に従い教材選定をする学校に対し、教育委員会は必
要に応じ、指導助言をするものであり、ここで判断をするものではないと
考えます。以上です。

教育長　ほかに。ほかに質疑、ご意見ございませんか。大丈夫ですか。
それでは、質疑、ご意見等がないようですので、以上で終結いたします。

私も杉本委員の意見に同様な認識を持っております。

これより、第2号請願「市内小・中学校において「ゲノム編集高ギャバトマト」苗の無償提供を受けないこと、栽培を行わないことを求める請願」を採決いたします。

本請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者なし)

教育長 挙手ありません。よって、第2号請願は不採択となりました。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。

次に、日程第5 第18号議案「専決処分の承認を求めることについて(稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則)」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則を、稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるため、提出するものです。

詳細につきましては、学務課長より説明いたします。学務課長。

学務課長 それでは、専決処分の承認を求めることについて(稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則)につきまして説明させていただきます。
議案関係資料、1ページをご覧くださいでしょうか。

初めに概要でございますが、こちらは今、教育長にご発言いただいた内容と同じでございます。

次に、専決処分の経過でございます。

学校給食費につきましては、令和4年度食材費を確保するため令和4年7月1日に改定する必要がございまして、そのため令和4年6月30日までに稲城市学校給食費に関する規則の関係規定を改正する必要がございました。こちらの学校給食費に関する規則ですが、こういった予算を伴う規則につきましては、地方自治法によりまして、必要な予算上の措置が的確に講じられることとなるまで制定、あるいは改正してはならないという規定がございます。

これを踏まえまして、令和4年6月30日に、規則改正の前提となります令和4年度東京都稲城市一般会計補正予算(第2号)が可決する予定であること、また、それに合わせて同日に稲城市立学校給食共同調理場運営委員会において給食費の審議を行う、そういった日程となったため、教育委員会を招集させていただく時間的余裕がなかったために、稲城市学校給食

費に関する規則の一部を改正する規則を専決処分したものでございます。

次に、給食費改正の主な内容でございます。

第4条第1項中の給食費の額を改正いたします。表をご覧ください。

まず小学校低学年でございますが、こちら月額3,910円ということで、元の額より160円増額となっております。次に、小学校中学年につきましては4,260円で、180円の増額となっております。高学年につきましては月額4,660円、月額190円増となっております。中学校につきましては月額5,060円で、210円の増となっております。

また職員は、小学校に勤務する職員につきましては、小学校高学年と同額となっております。また、ア以外の職員、中学校の職員となりますが5,060円ということで、中学校の月額と同様となっております。

続きまして、施行期日でございます。

この規則は、令和4年7月1日から施行します。また、付則において、経過措置について規定しますということでございます。

2ページ目をご覧くださいませでしょうか。学校給食費改定の理由でございます。

原油高・物価高による学校給食の食材費が高騰し給食賄材料費が不足することに対応するため、これまで、児童生徒の成長に必要な栄養価を確保しつつ、献立や食材選定、調理方法を工夫する等対応してまいりましたが、今般の物価高騰の影響が大きく、調理場での工夫や努力だけでは対応しきれない状況になったことから、緊急対応といたしまして、学校給食費を見直し、その結果、増額改定したものでございます。

改定率の考え方でございます。

学校給食費は、様々な食材を使用しているため、学校給食費の改定にあたり、消費者物価指数「食料」の令和4年4月分速報値の前年同月上昇率4.3%を基にいたしまして、必要とする給食賄材料費を算出し、令和4年7月分以降の学校給食費を4.3%増額することにいたしました。

こちら具体的には、学校給食の実際の購入価格の上昇につきまして、例えば、主な食材では、これも1年の間に、米ぬか油が45.6%、コッペパンが4.5%、ジャガイモが5.7%、若鶏のもも肉の切り身、こちらが5.6%、サバの切り身が17.6%等、こういった購入価格が上昇しております。

こういったことを踏まえまして、こちらの改定率を検討したわけですが、保護者の負担、それから学校給食共同調理場のさらなる調理の工夫等、そういったことを踏まえまして、こちら消費者物価指数の4.3%という数字を採用したものでございます。

続きまして、保護者負担軽減でございます。

原油や物価の高騰により生活者が影響を受けていることを鑑みまして、令和4年度中は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、こちら国の交付金を活用しまして、市は保護者に支給する「物価高騰等緊急対策臨時給付金」といったものを創設しまして、学校給食費増額に

対しこの給付金を充当することで、保護者が負担する学校給食費を実質的に据え置く対応をするものでございます。

以降の新旧対応表、それから改正後の規則を添付しておりますが、今、ご説明した内容と同様でございます。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 今、いただきましたご説明ですと、6月30日に稲城市立学校給食共同調理場運営委員会が予定どおり開催されたのかと思いますけれど、その場ではどのような意見交換、また委員の方々からどのような意見があったかを簡単に結構でするので、教えていただけますか。

教育長 学務課長。

学務課長 学校給食共同調理場運営委員会におきましては、今ご説明いたしました改定の理由ですとか改定率の考え方、今回資料として記載している内容のようなことをご説明いたしました。また、保護者負担軽減についてもご説明いたしました。

運営委員会の中では、この改定が6月30日、今日会議して明日から改定ということで、やはり急過ぎるので、そういったところをよく保護者に理解していただけるように、なぜ急に改定しなければいけなかったかとか、そういった内容を具体的な、どれぐらいのものがどれぐらい上昇しているのかだとか、そういったものを一部例示しながら、丁寧に説明して理解を得る必要があるのではないかというご意見をいただきました。以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。

この改定する金額そのものについては、何か意見はありましたか。

教育長 学務課長。

学務課長 昨今の物価上昇は理解できるということで、この額自体、4.3%増額することについては、学校給食費の質を保つという点では必要な対応であるというご意見はいただきました。以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。

今、確認させていただきましては、この給食費の改定につきましては、まず学校給食共同調理場運営委員会、そして教育委員会という流れで改定されていくものと認識しておりますので、まず教育委員会の前の段階で検討すべき運営委員会のほうでどのような意見が出たかということ、私たちの判断にも踏まえさせていただきたく伺いました。

今ご説明いただいたところでは、改正する金額そのものについては賛成を得られたと受け止めております。運営委員会でそのような方向でしたら、私もそれを踏まえた上で、ここでは承認という気持ちを持っております。

運営委員会の中で急過ぎるというご意見があったということですが、今ご説明を伺ったところでは、それに対して、可能な限りの丁寧なご説明をされたのではないかと思いますし、この社会情勢の中で、そしてまた国からの給付金等が示された時期とか、また議会でそれを決めなければいけない時期等を組み合わせますと、一番最適な時期にされたことではないかと思っています。

そしてまた法や規則にのっとって、今この場で議案ということで、専決処分の承認という、正式ルートを取っていただいておりますので、そこところは運営委員会の方々、また保護者の方々に、このようにしてルートにのっとって決めていったということ、今後も必要があればご説明していただければと思っております。

長くなってすみませんが、結果としては承知しましたという思いです。

教育長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 保護者負担軽減ということで、今回令和4年度中はこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するという、令和4年度中はこのお金を利用して据置きという形になるかと思うんですが、令和5年度からは本来の今回値上がりした金額になってくるのかなど、今のところは捉えています。

あくまで今回物価の上昇ということで金額の値上げという形ですね。月額1人5,000円ぐらいの、ほぼ材料費だけの給食を出していただいています。もし値上げしないでどんどん給食の質が落ちてくる、量が減ってくる、場合によってはパンと牛乳だけだとかというふうになってくると非常に子どもたちの栄養にも大きな影響を及ぼしてしまいますので、適切な形で金額を上げるときは上げていただくということと、令和4年度中はこの臨時交付金を利用しているんだということをしっかりと保護者の皆様に丁寧に説明しておかないと、来年急に上がったじゃないかと言われることがあるかと思っていますので、その辺りしっかりとご説明していただければと思います。

意見になります。以上です。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 私の考えとしては、先ほど申し上げましたように、この決定につきましては承認をしたいと考えております。

その上でですけれど、専決処分というのは権限は教育委員会にあるわけです。ですから、これがもし専決処分ではなく、教育委員会の通常の手続にのっとって議案として出されていたらの話ですけれど、私は職員の、アの小学校に勤務する職員の金額については、この機会に検討したいという意見を出したかったという思いはございます。

以前の教育委員会定例会のときもこの件については質問を申し上げたことがあります。小学校に勤務するから少なく、小学校以外だと金額が多くなるということが果たして説明がつくのかと思っております。別の言い方をすれば、小学校勤務の職員は量が少ないのかという見え方もあります。

特に今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者に対しては給付金を充てる、学校給食費に充当するという一方で、保護者と子どもたちと、職員との間に、明らかに給食を喫食する目的というのが分かれたということがはっきりしたかと思えます。

この点からも、今回このような経緯で給食費を改定するというものでしたら、職員も一律に大人の普通の喫食量と考えて、同じとすべきという検討が必要だったのではないかと思っております。今後のまた検討の一つに入れていただければと思います。

これは意見ということで結構です。

教育長 では、学務課長。

学務課長 今の点についてご説明させていただきたいと思えます。

小学校に勤務する職員は小学校高学年の給食費と合わせていることに関しましては、小学校の高学年の量を食べているということでございます。中学校については中学校の量というところで、実際食べているものに対応した給食費を払っているという考え方の下、小学校に勤務する職員は小学校高学年、中学校については中学校の給食費という対応をしておりますので、今のところその考え方については適正なのかなと思っております。

また、今回児童・生徒にだけ補助するというところでございますが、もともとの考え方としまして、学校給食は児童・生徒のためのもの、というのが根底にございます。だからといって教職員に食べさせないということではなく実際には食べていただくという内容にしておりますが、あくまで学校給食の考え方については児童・生徒が第一であるということで、国からの交付金も、その対象としましても、児童・生徒に対しての給食費というところで、我々も教職員に充ててはだめなのかということでは思っており、

その辺をよく国のほうへ財政課を通して確認したところ、対象は児童・生徒であるということでこういった対応をしているところでございます。

ご理解いただけたらと思います。以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。

後のほうでおっしゃいました臨時交付金が保護者のみということは、私はもともと十分理解しています。それについては全く反論を申し上げていません。

教育長 よろしいですか。ほかに。

ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第18号議案「専決処分の承認を求めることについて（稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則）」を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教育長 挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第6、報告事項です。本日の報告事項は2件です。

まず、報告事項1「稲城市学校給食費物価高騰等緊急対策臨時給付金について」を学務課長より説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 それでは、稲城市学校給食費物価高騰等緊急対策臨時給付金について、ご説明いたします。ただいまの専決処分の内容と重複する部分がございますが、ご説明させていただきます。

まず、目的でございますが、こちらコロナ禍における物価高騰によりまして、生活者が影響を受けているということに鑑みまして、給食費を改正することに合わせて、給食費の増額分について、保護者の負担軽減を図るという目的で創設されてものでございます。

（2）の財源でございますが、こちら先ほどご説明しました国の交付金を財源といたしまして、給付金に活用しているものでございます。

（3）の支給対象者でございますが、こちらは給食を喫食する児童・生徒の保護者ということで、先ほどありましたが、教職員や調理場の調理員、あるいは試食会等を行うこともございますが、そういったことで喫食する対象者は対象外でございます。

次に、（4）支給期間及び支給額でございますが、令和4年7月分から

令和5年3月分までの学校給食費改定後の増額分と同額の給付金を保護者に支給するもので、下に支給のイメージがございいますが、「支給イメージ」の右側、交付金と書いてありますが、こちら給付金です。誤りでございました。失礼いたしました。小学校低学年につきましては月額160円掛ける、令和4年7月から令和5年3月までの8か月です。こちらを合わせまして合計1,280円。中学年につきましては1,440円、高学年につきましては1,520円、中学校、こちら全学年でございいますが1,680円を支給するものでございます。

続きまして、(5)の支給方法でございいますが、「物価高騰等緊急対策臨時給付金」は、増額する学校給食と同額を給付し、実質的に給食費を据え置こうという趣旨でございしますので、また、保護者の利便、それから市の事務負担の削減の観点から、市が「給付金」を「給食費」に充当することにより支給したことにするという対応をしたいと思っております。なお、市が給食費に充当することに同意しない場合につきましては、保護者から届出をいただくこととして個別対応するものといたします。

以上、報告いたします。

教育長 以上で、報告事項1「稲城市学校給食費物価高騰等緊急対策臨時給付金について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

質疑がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項の2「長峰小学校通学区域変更に係る確認調査について」を学務課長より説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 それでは、続きましてご説明させていただきます。長峰小学校通学区域変更に係る確認調査についてでございます。

資料の33ページをお願いいたします。

こちら目的としましては、5年前の平成29年9月、「稲城市立学校の通学区域に関する基本方針」に基づきまして、令和5年4月1日に、対象地域の指定校を長峰小学校から若葉台小学校に変更することとしております。変更にあたりましては、事前に対象地域の住民の意見を聴くこととされており、通学区域の変更を円滑に行うために、本調査を実施したものです。

ここで34ページご覧いただけますでしょうか。

通学区域の変更と申し上げましたが、その内容について先にご説明させていただきます。

まず初めに、1の変更地域でございいますが、若葉台1丁目33番地～73番地でございます。下の図の濃い色になっている網かけ部分、こちらが対象地域でございます。具体的には、若葉台の蒼の区という戸建ての住宅街と、

道路を挟んだ反対側のクレヴィア若葉台というマンション、この2地域の住民の方がこのエリアとなっております。

2の指定校につきましては、今、ご説明したとおり長峰小学校から若葉台小学校に変更するものでございます。

3の変更期日でございます。こちらは令和5年4月1日でございます。

4の通学区域変更後の「経過措置」でございます。通学区域変更に伴いまして柔軟な対応を取りたいと思っております。

期間としましては、令和5年4月1日～令和11年3月31日。こちらの期間につきましては令和5年4月に新しく入学した1年生が卒業するまでの期間を対象としたいと思っております。

(1)の対象地域にお住まいの長峰小学校の在校生につきましては、①卒業するまで継続して長峰小学校に就学することができます。こちらにつきましては手続きが不要でございます。

次に、②の長峰小学校に在学している児童であっても、若葉台小学校に転校するという希望があれば転校することができます。この際は指定校変更の申請をいただくことで可能としております。

次に、③弟、妹が若葉台小学校に入学するのに合わせて、若葉台小学校に転学することもできます。こちらも指定校変更の申請をいただくことにより可能となります。

続きまして、(2)対象地域にお住まいの新小学1年生についてでございます。

兄又は姉が長峰小学校に在学している場合、あるいは友人関係に基づいて、長峰小学校に行きたいということであれば入学することが可能でございます。こちらにつきましては、指定校変更の申請をいただくことにより可能となっております。

続きまして、5番の通学区域変更前の「事前措置」でございます。こちらは、これまで行ってきた措置でございますが、平成30年4月1日～令和5年3月31日、今年度末までの対応でございます。

対象地域にお住まいの新小学1年生又は長峰小学校在校生につきましては、若葉台小学校に入学することや転校することが可能となっております。こちらこれまで指定校変更の申請をいただくことによりこういった対応をしております。

こちらを踏まえまして33ページにお戻りいただけますでしょうか。

(2)の調査内容でございます。通学区域変更にあたって、今ご説明しました経過措置等で気になること、何かこういった対応ができないかといったものでありますとか、そういった意見を聴取いたしました。

(3)の調査対象者でございますが、対象地域は先ほどもご説明したところでございます。

対象者につきましては、令和4年4月1日時点の未就学児童のいる世帯、こちら68世帯、児童としましては82人でございます。

それからイの長峰小学校、若葉台小学校に在学している世帯127世帯、児童としては146人でございます。小学校1年生～5年生でございます。6年生につきましてはもう卒業してしまいますので、対象から外しております。

(4)の調査方法でございます。

調査期間は令和4年5月30日から6月24日まででございます。調査対象世帯の住所に調査依頼文書を発送し、こちらの文書の中にQRコード、URLを載せまして、Web上の回答フォームで入力、オンラインで回答いただきました。

回答結果でございますが、まず回答率でございます。対象195世帯あったところ78件の回答がございまして、回答率が40%でございます。

設問に関しましては、この通学区域変更について「気になるところはない」、「少し気になる」、「気になる」という3択で答えていただくのと、それに対して意見があった場合は意見をいただいております。「気になるところはない」につきましては、右側の合計を見ていただきたいのですが69件、88.46%でございます。「少し気になる」が5件、6.41%、「気になる」が4件で5.13%でございます。

この結果から、今回の通学区域の変更に関しまして約9割弱の方がこのことについて「気になるところはない」というところで、対応はある程度できているんじゃないかと認識しております。

(6)の今後の対応でございます。

変更後については、経過措置による柔軟な対応を行い、円滑に通学区域の変更を行ってまいります。

また、経過措置につきましては、長峰小学校、若葉台小学校の在校生については学校を通じて、新1年生については就学時健康診断を通じて、案内を配布する等して周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

ご報告は以上でございます。

教育長 以上で、報告事項2「長峰小学校通学区域変更に係る確認調査について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
今泉委員。

今泉委員 長い期間かけて変更してきたので、大きな問題はないのかなと認識をしておりますが、今回意見聴取しましたということで、「少し気になる」、「気になる」が9件ございます。具体的な意見はどのようなものが出たか、分かる範囲で教えてください。

教育長 学務課長。

学務課長 「気になる」ところがあるというご意見でございますが、5年前に一度通学区域の変更を受けたときに、やはり急過ぎるでありますとか、もっと

意見を聞いてほしいということで、かなり強い意見をいただいたところでございますが、恐らくそういった方々だと思っておりますが、5年前にきちんとしたアンケートも取らないで、今、行うということに関して、アンケートの意味があるんですかというご意見がございました。

それから、そのほかにつきましては、若葉台小学校と長峰小学校のクラス数に隔たりが出てきてしまうんじゃないかというご意見がございました。

それから、若葉台小学校よりも長峰小学校のほうが近いので選択制にしてほしいというご意見もございました。

また、「少し気になる」ところがあるという方でございますが、学区の境辺りは少し流動的に家族の希望を聞きながら学区変更していただくと助かるというようなご意見、それからやっぱり長峰小学校のほうが近いので長峰小学校学区のままでいいんじゃないかというご意見。

それから、「少し気になる」というご意見だったんですが、今の対象地域については若葉台小学校にしてほしいという意見がございました。

なお、今ご説明しました学区の境ですとか、長峰小学校のほうが近いというご意見がありましたが、こちらにつきましては、若葉台と長峰小学校のものに限らず、指定校よりも近い学校があつてそちらに行きたい場合は、地理的要因ということで認められている要件でございますので、今回もこの経過措置とか、それにかかわらず、もし近い学校に行きたいというご要望があれば、それはこの計画地域外や期間外になっても対応できるものでございますので、特に問題ないのかなと考えております。以上です。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。

そうすると、今回の通学区域変更というのはあくまで原則的な部分を変更するというので、イレギュラーで指定校変更ということで、地理的理由でも変えられるというのがちゃんとご理解いただければ、そんなに大きな問題ではないのかなと。しっかり5年間丁寧に説明して、やっところまできて、もうこの区域の子は絶対長峰、この区域の子は絶対若葉台、というふうにがんじがらめにしているわけじゃないということが認識できたのでよかったです。以上です。

教 育 長 よろしいですか。学務課長。

学務課長 今、否定的な意見を申し上げましたが、「気になるところがない」という方のご意見もいただいております、若葉台小学校になってよかったという意見も多数いただいておりますのでございます。以上でございます。

教 育 長 ほかに。三戸委員。

三戸委員 今、今泉委員からご質問がありました、やはり「少し気になる」、「気になる」というところで、説明が、例えば、地理的要因であれば大丈夫というところが伝わっていないというポイントがあるのかなと思います。

こういったご意見のあった方に対して個別に何か市から連絡をする・しないですとか、あとはまたそれでなくても全体的な説明会等の予定等はありませんでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 まず説明会というものは、5年前に2回行っておりました、その中でご理解を求めるように行ったものでございます。

また、このアンケートにつきましては、記名にしますと回答しづらいことがあるのかなということと、率直な意見をいただきたいということで、無記名でのご回答としておりますので、相手が分かりませんので、回答ができないところでございます。

先ほどの地理的要件につきましては、個別にこのアンケートのときにはお知らせしていないんですけれども、ホームページ等でそういったことができるという要件では公表している内容でございます。

教育長 三戸委員。

三戸委員 無記名のアンケートということで失礼いたしました。

ただ、5年前に数回ということだと、例えば未就学児の方ですとか、そういったところは自分たちがあまり関係のない時期のことだったということもあり得ますので、例えば、一斉の文書とか、就学時のご案内のときにそういったものを、特に対象となっている方たち等にはご説明できる方法があってもいいのかなと感じました。意見です。

教育長 ほかに。

ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前11時34分閉会)